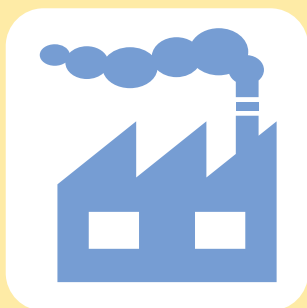


事業者の皆様へ

事業系ごみの分別・処理の仕方



事業者の責務

事業活動に伴って生ずる廃棄物の処理については
下記のとおり規定されております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業系一般廃棄物の分別と搬入施設

「事業系一般廃棄物」と同一の性状のものであっても、製造過程や流通過程から排出されるもので、産業廃棄物に分類されるものがありますので、ご注意ください。

分別の区分		搬入施設等
燃やせるごみ	 <p>生ごみは十分に水を切る 紙くず 剪定枝 (長さ50cm未満 太さ10cm未満のもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日乃出清掃工場
燃やせないごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・七五郎沢廃棄物最終処分場 ・恵山クリーンセンター ・南茅部クリーンセンター
プラスチック容器包装 (個人消費によるもの)	 <p>★中身を取り除く ★軽くすすぐ ★ふたは必ずはずす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・函館プラスチック処理センター
ペットボトル (個人消費によるもの)	 <p>★中身を取り除く ★きれいにすすぐ ★ふたは必ずはずす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・函館プラスチック処理センター
びん (個人消費によるもの)	 <p>★中身を取り除く ★きれいにすすぐ ★ふたは必ずはずす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルセンター
空き缶 (個人消費によるもの)	 <p>★中身を取り除く ★きれいにすすぐ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・函館再生資源事業協同組合 または函館清掃事業協同組合 に問い合わせるか、タウンページ（再生資源回収・卸）の欄をご覧ください。
古紙	 <p>新聞 オフィスペーパー 雑誌 ダンボール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別添の「函館市の事業所の古紙リサイクルについて【無料回収など】」をご覧ください。

「事業系一般廃棄物」の処理手数料

焼却処分手数料	10kまで毎に
埋立処分手数料	103.4円（税込）

●木材および木製品について

木材および木製品については、大きさにかかわらず市の処理施設では受入れできませんので、許可を受けた施設で処理してください。

《搬入施設・受入れ時間》

施設名	住所	電話番号	受入れ時間	休場日
日乃出清掃工場	日乃出町26-2	56-3819	午前8時45分～午後5時	日曜日
七五郎沢廃棄物 最終処分場	東山町150-1	56-0641		
リサイクルセンター	東山町151-6	56-3196	午前8時45分～午後4時15分 (正午～午後1時は昼休み)	土・日曜日
函館プラスチック 処理センター	東山町149-6	54-3554	午前9時～午後4時30分 (正午～午後1時は昼休み)	
恵山クリーンセンター	高岱町428-1	85-2213	午前10時～午後3時	火・水・木・土・日曜日 ※第2日曜日は開場
南茅部クリーンセンター	豊崎町209-1	25-6083	午前10時～午後3時	月・水・木・金・日曜日 ※第3日曜日は開場

※ 年末年始の受入れについては、各施設にお問い合わせください。

事業活動に伴って出たごみは、事業者が分別し直接各施設に搬入するか、許可業者に収集・運搬を依頼してください。

※ 戸井・恵山・楸法華・南茅部支所管内につきましては、一部取り扱いが異なります。詳しくは恵山クリーンセンター・南茅部クリーンセンターまでお問合せください。

一般廃棄物の収集・運搬を許可業者に依頼する場合は、函館清掃事業協同組合にお問い合わせください。

函館清掃事業協同組合 函館市東山町 149-6 TEL 54-3565

・空き缶の処理については、函館再生資源事業協同組合または函館清掃事業協同組合にお問い合わせるかタウンページのリサイクル（再生資源回収・卸）の欄をご覧ください。

函館再生資源事業協同組合 函館市的場町 26-9 TEL 56-0100

函館清掃事業協同組合 函館市東山町 149-6 TEL 54-3565

・古紙の処理については、別添の「函館市の事業所の古紙リサイクルについて【無料回収など】」をご覧ください。

※ お住まいと商店や事務所が一緒の場合

◎ 本庁管内、亀田・湯川・銭亀沢支所管内

事業活動に伴って出たごみは、量にかかわらず市では収集いたしませんので、家庭から出たごみと分けて出してください。

◎ 戸井・恵山・楸法華・南茅部支所管内

事業活動に伴って出たごみは、家庭から出たごみと分けて出してください。また「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」については、事業所用の指定ごみ袋を使用してください。

事業所から出る古紙のリサイクルにご協力をお願いします。



古紙は大切な資源です！
リサイクルすることで
ごみ処理の経費削減にも繋がります。



函館市内の事業所から出る古紙は、回収業者が無料で回収します。
なお、1回あたりの古紙の量が少ない場合や事業所の所在地、
回収業者の収集ルートなどにより、有料となる場合もあります。

◎古紙の出し方についてご協力をお願いします。

1. 古紙をOA用紙、ダンボール、雑誌、新聞、雑がみなどに分別してください。
 2. ビニールや金属などは取り除いてください。
 3. 散乱しないように、ひもで十文字にしばるか、ダンボール等に分別して出してください。
- ※詳細については、裏面をご確認ください。

(令和5年11月1日現在 五十音順)

回収業者名	所在地	電話番号	取扱古紙類						
			新聞	ダンボール	雑誌	OA紙	雑がみ	シレッダ-屑	機密文書
(有)旦尾商事	北斗市東浜1-10-33	86-5307	○	○	○	○	○	○	○
(株)エグチリサイクル	七飯町大川2-12-2	65-7894	○	○	○	○	○	×	×
(有)伯昭商事	北斗市追分4-11-30	49-1304	○	○	○	○	×	×	×
(株)函館古紙センターいましま	函館市日乃出町18-13	55-0131	○	○	○	○	○	○	×
(株)馬場本商店	函館市西桔梗町112-2	49-6668	○	○	○	○	○	○	○
(有)北央	函館市松陰町10-12	51-4815	○	○	○	○	○	○	×
松宮商店	函館市中道2-18-10	090-7510-5734	○	○	○	○	○	×	×
(有)丸十 島津商店	函館市梁川町20-15	51-0973	○	○	○	○	×	×	×
(株)丸升 増田本店函館支店	函館市西桔梗町252-56	49-5373	○	○	○	○	○	○	○
丸宮 宮崎容器(株)	函館市金堀町5-35	52-1131	○	○	○	×	×	×	×
(株)もっかいトラス 函館営業所	函館市西桔梗町860-5	50-9595	○	○	○	○	○	○	○
(有)山カ 葛西商店	函館市松川町3-22	42-1850	○	○	○	○	○	×	×

注) 凡例 ○：取り扱う古紙 ×：取り扱わない古紙 ※機密文書は有料になります。

■ 函館再生資源事業協同組合

函館再生資源事業協同組合では古紙の回収を行っている業者を紹介しています。

函館市的場町26-9 電話番号：56-0100 (10時~15時。土日、祝日休み)

(※裏面に続く)

古紙の排出方法

① 分別してください

- ・古紙をOA用紙，ダンボール，雑誌，新聞，雑がみ，シュレッダー屑の種類ごとに分けてください。
- ・古紙区分の主な種類
 - 「OA用紙」：コピー用紙などのオフィス古紙
 - 「新聞」：新聞，新聞の折り込みチラシ(チラシも新聞と一緒にしてください。)
 - 「雑がみ」：ティッシュ・菓子などの紙箱，紙袋，包装紙，
その他のミックスペーパー(名刺，封筒，メモ紙 など)
- ・シュレッダー屑は，透明の袋に入れてください。
※原則的に，単品ではなく，OA用紙，ダンボール，雑誌など他の古紙と併せて回収する場合があります。

② 異物を除いてください

- ・古紙には，以下のものが混ざらないようにしてください。
金具，感熱紙，感熱性発泡紙，カーボン紙，紙コップなどのワックス加工紙，防水加工紙，プラスチック紙，合成紙，粘着紙がついているもの，窓付き封筒などのセロハン部分
- ・シュレッダー屑には，CD，DVDなど古紙以外のものを混ぜないでください。

③ 梱包してください

- ・ダンボールは，箱のままの状態ではなく，たたんでまとめて，ひもで束ねてください。
- ・雑がみは，散らばらないように紙袋などに入れてください。





※古紙の重量

回収する古紙の重量が，回収業者の回収下限量(※1)に満たない場合は，回収をお断りする場合や有料となることもあります。

(※1) 回収下限量(回収するために必要な古紙の重量で回収業者により異なります。)

詳しくは回収業者にご確認をお願いします。

[参考] 古紙を梱包した場合の重さの目安は，およそ次のとおりです。

 <p>新聞</p> <ul style="list-style-type: none">・4つ折 ~ 約7kg (高さ10cm程度に束ねる)・8つ折 ~ 約9kg (高さ30cm程度に束ねる)	 <p>ダンボール10枚</p> <ul style="list-style-type: none">・小 ~ 約4kg (みかん箱より小さい)・中 ~ 約6kg (みかん箱程度)・大 ~ 約12kg (みかん箱より大きい)
 <p>雑誌</p> <ul style="list-style-type: none">・A4サイズ ~ 約8kg (高さ20cm程度に束ねる)	 <p>OA紙</p> <ul style="list-style-type: none">・A4サイズ ~ 約9kg (高さ20cm程度に束ねる)

● お問い合わせ

函館市環境部環境推進課

TEL 0138-85-8238 FAX 0138-85-8279

E-mail kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp

〒040-0034 函館市大森町2-1-2号 シャトゥーム大森1階

HPアドレス：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014042500051/>

